

山形市タブレット端末 家庭活用ガイドライン

山形市教育委員会

1 目的

学習機会の充実に向け、自宅でもタブレット端末を活用した学習を有効かつ安全に行うことができるよう、国のGIGAスクール構想に基づき山形市教育委員会で整備したタブレット端末を持ち帰って家庭で利用するにあたり、必要なルールを示すことを目的とする。

2 必要な物品・環境

(1) タブレット端末 (Lenovo idea pad D330)

児童生徒1人に1台のタブレット端末を貸与する。

(2) インターネット接続環境

- ①家庭におけるインターネット接続環境の整備、無線LAN(Wi-Fi)接続は保護者が行う。
- ②インターネット接続に係る通信料や充電に係る費用については保護者の負担とする。
- ③無線LAN(Wi-Fi)環境がない家庭には、保護者からの申請を受け、教育委員会が必要と判断した際には、モバイルルーター端末を保護者に貸与する。ただし、回線を使用する場合に生じる料金については保護者の負担とする。

3 利用における注意事項

(1) 利用者は、以下を遵守すること。

- ①タブレット端末を持ち帰った場合は、翌登校日に忘れずにタブレット端末を持って登校すること。
- ②タブレット端末と充電用ACアダプターを持ち帰った場合は、自宅で充電を行うこと。
- ③タブレット端末の近くでの飲食はしないこと。(端末を机の上に置いたままその机で食事するなど)
- ④ユーザーIDやパスワードは、絶対に他人に教えないこと。
- ⑤タブレット端末を利用して不具合が生じた場合は、速やかに学校へ報告すること。
- ⑥タブレット端末は自己管理し、その利用及び破損・紛失・盗難に十分に注意すること。
- ⑦破損・紛失・盗難等が生じた場合は、遅滞なく学校へ報告し指示を仰ぐこと。
(故意または重大な過失により破損などした場合には、修理費用の請求もありうる)
- ⑧USBメモリ等の外部装置や周辺機器は接続・利用しないこと。
- ⑨ソフトウェアのインストールや学校から指示の無いファイルのダウンロードはしないこと。
- ⑩学習に関係ないインターネットの活用はしないこと。
(学習に関係のないサイトの閲覧・動画の視聴・SNSへの書き込み、写真・動画の配信など)
- ⑪学校などのシステムを調べたり破ったりする行為、他人のIDの不正利用、ハッキング行為、他人への誹謗中傷にあたる行為(SNS・掲示板への投稿)などはしないこと。
- ⑫タブレット端末を持ち帰った場合は自宅で使用することとし、他人に貸さないこと。

4 その他

- (1) 本ガイドラインに記載のない事項については、随時、教育委員会で協議し決定する。
- (2) タブレット端末のインターネット接続に関するサポートは、学校では行わない。

Q & A 「タブレット端末、ここはどうなっているの？」

山形市教育委員会



Q 1 : 「タブレットはどうやって通信するのですか？」

Q 2 : 「タブレットを壊してしまった時はどうなるのですか？」

Q 3 : 「自由にソフトウェアのインストールはできるのですか？」

Q 4 : 「フィルタリングはどうなっているのですか？」

Q 5 : 「タブレット端末は自分のものになるのですか？」

Q 1 : タブレットはどうやって通信するのですか？

A 1 : 学習用タブレット端末は Wi-Fi モデルです。ご家庭の Wi-Fi 環境に児童生徒が持ち帰ったタブレットを接続し、学習させていただきますようお願いいたします。ご家庭の通信環境に接続する方法については、一般的な説明の資料を送付させていただきます。資料通りに設定をしてもつながらない場合は、各家庭で契約している通信事業者へお問い合わせください。

Q 2 : タブレットを壊してしまった時はどうなるのですか？

A 2 : 学校での通常の使用で壊れた場合は、市で修理します。ただし、意図的に壊した場合や重大な過失によって壊してしまった場合は、保護者の方に修理費用を負担していただく場合があります。また、家庭での使用時など学校外で発生した損傷についても同様に、自然故障の場合を除き費用を負担していただく場合があります。

Q 3 : 自由にソフトウェアのインストールはできるのですか？

A 3 : 市からの学習目的での貸与となりますのでインストールはできません。また、インストールもできないように制限してあります。家庭のプリンタなどに接続し、印刷することなどもできません。

Q 4 : フィルタリングはどうなっているのですか？

A 4 : ゲームのサイトや有害情報を含むサイト等にアクセスできないように「ISGC Agent」というフィルタリングソフトで制限されています。また、インターネット接続時間についても制限を設けています。小学校は夜 9 時から翌日朝 5 時、中学校は夜 11 時から翌日朝 5 時まで接続できない設定にしてあります。

Q 5 : タブレット端末は自分のものになるのですか？

A 5 : タブレット端末は山形市の所有物で、児童生徒のみなさんに貸出をしているものになります。お子さんが卒業や転出する時に学校へ返却をしていただきます。返却されたタブレット端末は、また別の児童生徒に貸し出されます。